

公衆浴場入浴料金協議会小委員会 議事録

日時：令和4年11月4日（金）10:00～

場所：兵庫県民会館7階 ぼたん

1 開会

事務局：少し早いですが、ただいまから公衆浴場入浴料金協議会小委員会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、ご参集いただきまして、ありがとうございます。

2 あいさつ

事務局：それでは、ご挨拶を含め、以後の進行を内田委員長にお願いします。

委員長：はい。皆さんおはようございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は公衆浴場の経営実態調査結果からの料金のシミュレーションを行いまして、料金案について委員の皆様のご意見を伺って公衆浴場入浴料金協議会へ報告する案をまとめたいと思います。

そのため、皆様方のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

3 資料説明

委員長：それでは事務局の方から資料の説明をお願いします。

事務局：（説明）

委員長：はい、ありがとうございました。

今事務局からご説明がありましたけども、最終的には、8ページにある料金案を本日どれにするかということを決めていくことがゴールになると思うんですが。ただ資料が幾つも出てまして、その枠の料金の中でどれにするかということの前に、やはり実態をきちんと把握した上で、最終的には料金のところにいければと思うんですね。ですので、いろいろアンケートの結果が出てきてますので、そこから、事務局の方に確認することがあるかもしれないし、或いはいろんなご意見があるかと思しますので、まずは自由に、資料の中身に関して、皆様方からご意見いただければなと思います。いかがでしょうか。

これはアンケートですので、回答した人と、実際に利用してる人と若干のずれはあるかと思うんですね。すべて利用されてる方がすべてご回答してるわけじゃないと思いますけれども。

ただそれを踏まえた上でも、やはり高齢の方、60歳以上の方が全体で60%超えてるといふこともありますので、こういったことも含めて、中人、小人をですね、今後どうするのかっていうことが課題なのかなと個人的にはそう思っております。

4 意見交換

委員：今、県の方からのご説明がございましたけども、この資料の7ページの中で、支出。

ちょっと細かく見ていただければと思うんですけども。この中の公租公課という形の、真ん中辺にあるんですけども。入浴料金の場合はもう、内税になっておりまして、消費税というのはお風呂屋さんが負担するという形になりますので、この公租公課の中にはですね、消費税の金額が、これ多分含まれてないと思うんですよ。

ですから、公租公課ちょっと私調べてみますと、所得税だとか、住民税だとかという形で消費税はこんな中に入っていない。というふうには、調べたときはなりました。私自身も、消費税は別に払っております。

そうすると、皆さんご存知のように、消費税は売り上げ税ですから、赤字でも消費税を払わないといけない。この1ヶ月の収入の部のところを見ていただきますと、147万9106円という1ヶ月の収入料金なってますけども、これ、年間で掛ける12しますと、約1774万円ぐらいになる。

そうすると10%が消費税ですから、170万円ほどの消費税を払うことにはなると思うんです。ただ、簡易みなし税という部類に我々入っております。この中から50%を削減してくれますので、売り上げが1770万円あるんですけども、みなし税の50%引きますと、年間88万円の消費税のこれでは払わないかん、という形になると思うんです。そうしますと月々7万3000円のですよね。収支の8ページの支出額に、プラス7万3000円にしていたかかないと、入浴料金に反映されないんじゃないかというふうに思います。

そういう、最終的な料金の希望はまた後で申し上げますけれども、まず消費税が含まれてないということが一つと。それともう一つ、物価統制令かかっておりますので、公共料金という考え方になりますと。公共料金の電気代とか水道代と同じように、総括原価方式で経費関係を算出すると、大体この7ページのですよね。この支出にかかった合計179万6000円に、電気代の場合は、3%の料金、これの3%を上乗せしたのが総括原価の支出とみなすという形に今考えられるんじゃないかと思います。

ですから、消費税をオンすることと、その総括原価方式でプラス3%オンするという形で。実質の支出額がものすごく大きくなりまして。計算、大体したんですけども、1ヶ月で約184万円の支出額になる。そうすると合計で184万ですから、シミュレーションの中の一番この、490円、180円、80円。ここでも、まだマイナス約4万円の差額になるという。だから500円にするとちょうどプラスになるという形になるんですけども。私の希望としては、490円か500円の、シミュレーションとちょっと額が違いますけども、支出額がたくさん増えるという形でちょっと料金選定をと考えていただきたいな。これは私の意見でございます。

委員長：はい、わかりました。今いただいたご意見では、7ページの収支一覧表の数字よりももっと実態としては、厳しい状態だということ。

委員：はい。消費税と総括原価方式の経費を載せた場合は、という形です。はい。

会長：いやちょっと、今のお話で。その、事実を確認していただいたほうがいいと思う。消費税っていうのが一体どこに入っているか、入っていないのか。

委員：そうですね。私だけの話ですから。

事務局：実際の実態調査の時の参考資料として確定申告の書類とかを提出していただいているんです。あとは、法人だと損益計算表とかを出していただいているので、その項目としては消費税とかは、項目としては出てこない形になる。

事務局：自分のところの計算の仕方で、別に税金をもらっているのか、含めて考えていらっしゃるのか、で違うと言うことなんですけど。

会長：収入のところで公的補助は、多分、消費税の対象ではなくて。そうすると、170万円として、そのうちの半分で、その10%。170万の半分で、その10%だから8万5000円だから、5万3320円っていうのは少なすぎるというご意見なんですけれども。

委員：はい。

会長：ところが、結構な割合が消費税を納める必要がない、という部分が入ってますので。だから、その明らかにおかしいとはいえず。だからこそ、データを確認していただきたい。

委員：そうですね。消費税払っていないところ。いますいます。

会長：先ほどの1000万円未満というのが結構なパーセント占めてますから。だから、8万5000円よりも少ない。ここが少ないっていうのが明らかにおかしいとはいえず。だから、どっちかちょっと調べていただきたい。おかしいかもしれないし、ちょっとわからないっていう。

委員長：はい、わかりました。消費税のそこは、ちょっと今確認していただいているようですので、分かり次第また。

会長：もう一つの総括原価方式についてもですけども、結局、お風呂屋さんも、電気これだけ使いました。料金幾らです。電気使用量料金幾らですって言われて、払っておられる。総括原価方式っていうのは、その電気料金を設定する方式の話であって、だから、関西電力の話なんですよね。

我々、電気を使用する側からすると、関西電力から提示された料金表に従って、電気料金を払っているだけの話であって、その中の内訳だとかそういうことは別に関係がない。ということなんです。

だから、多分聞いているのは、おたくは月幾ら電気料金を払ってますか、て言っている。その答えが、この光熱費に出てるわけで。だから、これ以外に何か払ってる訳ではないということですよ。

委員：私はこれをちょっと調べたのが実は大阪のですね、入浴審議会のホームページから入っていた中に総括原価方式っていうのが、載ってましたので、それが入浴料金に反映するように、というかたちで項目が載ってましたから、今申し上げたんですけども。支出としてね。わかりました。

委員長：はい。そうすると光熱費に関しては、この数字で判断していこうということにしまして、先ほど消費税のところは少し教えていただくとしまして、今回その料金のところに、大人、中人、小人があるわけですが、大人については、少し上げるということで、進められるのではないかと思います、中人と小人のところについても少し何かご意見あればですね、いただけないでしょうかね。

先ほどのご提案では中人も小人も引き上げるというお考えだということで、受け賜ったんですが。

委員：20年間ぐらい、多分上がってないと思うんです。兵庫県の小人はもう60円というのは、全国でも下の方の価格。

できたら真ん中辺ぐらいのですね、和歌山県とか奈良県とか、近畿のこの辺の80円。

中人と同じような欄ぐらいにできればなと思うんです。

中人の場合はですね。今、これも長いこと20年間ぐらい上がってないんでね、できたら180円にお願いできればなと。20円アップとなると、また費用計算になるんですけども。490円、この180円と80円のラインで、大体収支がちょっとプラスになるんじゃないかなというのは、私の計算だと思うんですけど。

委員長：アンケートの結果ですと、自宅にお風呂があってもこられる方が多いというアンケート調査になってます。お風呂に来る、というのが習慣化されてる方々が多くいらして。それが、高齢の方が多いという結果ですので、その方たちが世代交代していく中で、中人、小人の方々が今後、利用をされなくなってしまうと、今後ほんと、先ほど企業努力って話ありましたが、そこをもう少し、利用者をふやすという努力が今後必要になるんじゃないかな。

今日はちょっとその話はね、あれですけども、先ほどの話では、中人も小人も今回は引き上げていいんじゃないか、というご意見だったんですね。

会長：ちなみに、過去の経緯を申し上げます。消費税アップしたときですが、大人を上げるときに、中人、小人も、コスト考えるとあげるのが普通なんですけれども、私の記憶ではそのときに、業界の方から、いや、彼らをふやしたいので、上げないでくれっていうご意見があって。

その理由は、やっぱり次の世代を育てたいって、利用者を増やしたいっていうのがあって、それでわかりました、と言う事だった。

経済状況なんて、毎年変わるじゃないですか。だから今おっしゃったような形で、いややっぱりそろそろ値上げをて言われるっていうのは、当然だろうなというふうに思います。

事務局：小人はちなみに、昭和61年に。中人はですね、150円から160円に改定し

たのが、平成26年ということになっております。

委員長：昭和61年と平成26年、あーそうですか。昭和61年というと何年前なんですか。

委員：38、9年前ですか。

委員：高齢者の利用っていうのは、銭湯世代で、小さい頃から慣れてるんですね。今の小人、中人っていうのは、銭湯世代ではない。で、高齢者が多い。

それでやっぱり、私の近くでも、女性の高齢者、お風呂の掃除が大変なんですよね。

すごい力仕事なんですよね。本当に男性がやって欲しいぐらい。浴槽だけじゃなくって浴室も洗わないといけないって言って。

だから、小人、中人の方が、少子高齢化で利用数がこれから伸びるかどうかって言うのは、難しいと思います。

委員：頑張ります。

委員：スーパー銭湯とかありますよね。あそこっていうのは、公衆浴場ですよね。そのスーパー銭湯の公衆浴場料金っていうのは、施設からいろいろ違うと思うんですけど、あれっていうのは、県が管轄されているのか。

事務局：一般公衆浴場とその他の公衆浴場っていうのがあって、一般公衆浴場はいわゆる街の銭湯、先ほどからお話いただいている街の銭湯に対して、今回言っている料金の統制がかかっておりまして、スーパー銭湯みたいなところには、それがかかっていないので、もっと高いお値段で設定されている。

委員：それでも若い人は利用するんですよね。スーパー銭湯って。いろんな施設がついてるからだと思うんですよ。

サウナとか岩盤浴とか、そういう施設があるから行くんですよね。同じ公衆浴場なんですけどね。

委員：おんなじ温浴施設ですもんね。やっぱり、むこうは大企業で大きな支出資本を投入して、全国にありますから。我々は本当にもう家内企業というんですかね。

委員長：小人も中人もそうですけれども、長い間価格が上がってない状態があって、その効果がどうだったのかっていうところは、どうなんでしょうかね。それほどの効果がなかったのか、或いは価格が他県に比べると低いってということが評価されて、利用者が増えてきていたのかどうかっていうところは。

委員：周りが安いから、経営者の人が上げない、ていうご意見もアンケートにありましたね。近くに安いスーパー銭湯があるからって。

委員：はい。ありましたね。

委員長：そうですね。ありますね。
先ほどのですか。消費税のことについて。

事務局：申し訳ございません。それぞれの事業者さんが、消費税をこみで売上高も計算されているところであれば、消費税も公租のところに入って計算されている。トータルで入っている計算。

それか、別立てで計算されているところは、売上高にも入っていないし、公租公課のところにも入っていない。もう、別の計算でされている2パターンありまして。それを分けるというのはなかなか難しいところであるので、すべて実際、売上高とかであげられてる数字を採用させて、試算させていただいています。

委員長：なるほど。

委員：消費税を入れて出されているところについては収入も支出も両方入っている。片方だけ入っているわけではないんですよね。

事務局：はい。

委員：であれば、平均として見る場合は特に別立てで考えなくてもいいということ。じゃないでしょうか。

委員長：なるほど。はい。そうですね。

委員：前にもお話しありましたが、震災とか災害とか被災者になったとき、やっぱり公衆浴場とかあったほうが助かります。続けていっていただきたい。

委員：はい。そうですね。
組合も兵庫県と協定を結んでおりまして、地震、災害の協定を結んでいます。だから、何かあったときには当然、ボランティアで皆さんに提供するようになっております。ただ、お風呂屋さんが潰れない限り。

委員：存続をしていただきたい。

委員長：どうでしょうか。そうすると、消費税のことに関してはこの公租公課というところに反映されてるということであればですね、今出されている資料に基づいてその料金について検討するというのを、皆さんどうでしょうかね。それで。

会長：収支に影響しないわけですもんね。両方とも入っているか、両方とも入っていない

か、収支は一緒ですよ。

委員長：そうですね。ということで、改めてですね、今後の料金っていうことになります。実は今日始まる前に、事務局とちょっと話をしたときに、今日この場で、料金の改定案について一つにまとめなくてもですね、例えばその二つであったとしても、12月の協議会で検討するっていうこともできるというような話は聞いてます。ですから、先ほど一つ490円のところで中人180円、小人が80円っていうところでご提案がありました。それは、あらかじめその事務局が枠で囲んだ範囲を出てしまっただけですが、この近くの大阪府や京都府とのことも考えると、それはそんなに大きく離れてないっていうことはいえるような気もしております。他の方々で何かご意見あればですね、いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長：前回の協議会のときでは、尼崎では割と低い価格設定のところはあるような話をお聞きしたかと思えますね。今回それが仮にですね480円じゃなくて、490円となった場合に、どんな反応なのでしょうか。

委員：当然、尼崎も値上げされると思うんですけども、これは企業努力で。あくまでも最高料金です。例えば490円という形でもし決まった場合、それは500円取っちゃうと、これは違反になりますから。当然罰則があります。それ以下であればですね、企業努力によってやってるんだという形で、料金設定されてます。廃材をたいたりですね、井戸水も使ったり。でも人件費ですね、人件費もあんまりとらずに、存続のためにやってらっしゃるという形になると思います。ただ、やっぱりそれも限度がありますからね。当然、ある程度の値段にされると思うんですけども。だから、例えば今450円ですけども、490円になった場合、40円のアップですけど、尼崎の場合は、それじゃ30円にしようとか、20円にしようとか。それはもうちょっとわかんない、企業努力っていうんですかね。そういうふうに思います。

委員長：仮に今回、大人が490円であったとしても、あとはそれをそれぞれの事業者の方で480円にするということだって、できるということですね。

委員：一応組合としては、みんなで一緒にやりましょうという形ですけども、地域によって、所得の差も、いろいろありますから。それは地域のお風呂屋さんの決定権に委ねたいと思います。

委員長：事業者にも、今後も苦しい状況の中できちんと残っていただくということも考えていかなきゃいけないので、そこを踏まえて料金をどうするかっていう話になるかと思うんですけども。

中人、小人に関しては、今回、しばらく間が空いてますし、近畿の大阪府や京都とのことも考えますと、中人、小人も少し今回あげてもいいんじゃないかっていうことですね。そういうご意見が出ていますが、いかがですか。皆さん方から、なにかご意見あれば。

また仮に、180円と小人が80円ということになれば、大人が480円になるのか490円になるのか、その議論になるんですね。

中人と小人に関して、今回は上げるということではいかがでしょうか。特にご異論がなければ。

委員：賛成意見で。燃料費高騰とか経営困難とか、経営されている方の収入が雇用されている方より低いて言う、資料のどこかにあったと思うんですけど。

そうなってくると、経営していくのも難しく廃業されていくのかなと、懸念するところでもありますし。全体的に料金をあげる、ていうことは、賛成です。

委員長：そうですね。ありがとうございます。他の方でご意見あれば。

今回そうすると大人、中人、小人はそれぞれ価格を上げるということ。今のお話ですと中人、小人に関しても、どうでしょうかね、180円と80円というところにするのか、170円というところにするのか、このあたりで何かご意見いただければと思います。

特に、ご意見ご異論ないようであれば先ほどご提案いただいた、まず中人と小人に関しては180円、80円という。ご意見をいただいておりますが。

よろしいですか。ご異論はないようであれば、中人、小人に関しては、その内容で、親委員会の方にご提案するということになりますけども。よろしいでしょうかね。

全員：異議無し

委員長：はい。ありがとうございます。そうすると、この大人についてですが、ここはいかがでしょう。先ほどのご提案では490円というご提案だったわけですね、事務局側の試算でのお考えでは480円ということではあったんですが、いかがでしょうか。ちなみに、今450円の前料金はおいくらだったんですしたっけ。

事務局：430円。

委員長：430円ということは20円、前は上がったんですね。今回それは30円の幅か40円の幅か、ということになるかと思えますね。

会長：実は480円というのは、ちょっと不安があつて。なぜかっていうと、この費用計算のところみると、1年分の消費者物価の引き上げしか入ってなくて、多分、何年間かは続くだろうなっていうことを考えると、480円のシミュレーションのところを見ると、あつという間にゼロかマイナスにおちいる可能性があるかなっていうふうには思うんですね。

前回前々回ぐらいの時に、政府見通しで何年間かの、何年かといっても多分2、3年ぐらいだったと思うんですけども、収支予想したように思います。

1年、しかも今年もすでにほとんど起こってしまったことを入れているので。ちょっと確かに、480円での黒字金額というのは不安があるかなという気がします。

委員長：なるほど、ありがとうございます。

いかがでしょう。何かご意見あれば。

事務局：事務局でも、この議論をしてまして。おっしゃられるとおりに、R4年の8月の時点までの数字で出していますので、確かそれ以降にものすごく燃料価格、円安がまた進行したので、もしかしたら収支があわないかなと。

他府県の改定が軒並み進んだ。という経緯を見てても、設定する価格は490円のところに持って行く、というのは、やっぱりそういった背景がおそらくあるだろうと議論していた。そういうふうに事務局の中でも、ここは悩んだところです。

委員：そうですか。そうですね。事業者の方々にも残っていただくということを考えると、480円というところはやっぱりちょっと厳しいかもしれませんね。いかがでしょうかね。そうすると、ご提案いただいた490円というところであれば、今後さらに物価が上昇したということも踏まえた価格ということで、490円が、この中では、合意が取れそうな、状態でありますけども皆さん、いかがですか。

特にご異論がなければ、490円ということにさせていただければと思いますけれども。そうすると、大人が490円、中人が180円、小人が80円というところで、この小委員会の中では、そのようなご提案を協議会の方にさせていただくということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

会長：すみません。今日の小委員会の前に事務局に調べといて、ていつたことがあって。

何かというと、規模の小さいところの赤字が多いんじゃないかって予想が出来るので。だからそういう意味でも余裕が欲しいなっていうふうに思います。

これはあくまでも平均で、プラス何万円になってるんだけれども、規模の小さいところは、もしかしたらとんとんぐらいなのかな、と。

事務局：規模の小さいところは、今お示してる平均値よりも赤字が多いです。

会長：やっぱり予想通り規模の小さいところは赤字幅が大きい、というところで。

委員長：ですから今回の改定通り進めたとしても、今の小規模な事業者の方々には赤字が解消しない、ということ。

会長：そうですね。だからやっぱり企業努力を求めざるを得ない。

委員長：ということなんですね。

会長：それでもっとあげたら大きいところはすごい黒字になりますよ。当然ね。

委員長：そうですね。

会長：1000万円以上だったら、もっとおおきく黒字になる。もちろん、規模も大きいから、それはそうなんでしょうけれどもね。

もし、500円にするとしたら、大きな黒字になる。やっぱりちょっとそれは行きすぎかな、という意味では、今委員長がご提案の金額っていうのは、妥当かな、と思います。だから、まあ、今のでわかったことは490円、180円、80円っていうのは、そんな高い値ではないということですよ。

委員長：なるほど。わかりました。

規模の小さいところも、もちろん大きいところも、企業努力はしていただくということで、今回は490円、180円、80円と、いうことで。これをですね、第2回の公衆浴場入浴料金協議会へ報告させていただきたいと思います。

ここまでよろしいでしょうか、皆さん。

全員：異議無し。

委員長：では今後の日程についてですね、事務局からご説明いただければと思います。

事務局：第2回協議会の日程ですが、12月12日の月曜日、15時からこちら兵庫県民会館の12階1201号室にて開催を予定しております。

委員長：はい。ありがとうございます。

本当に皆さん方、いろいろとご意見いただきましてありがとうございます。他に何かありますか。ご意見、この場で何かあればお聞きしますけれども、よろしいですか。

よろしければ、司会を事務局の方にお返しいたします。

事務局)：各委員には、長時間にわたりご協議いただき、ありがとうございます。これで、公衆浴場入浴料金協議会小委員会を閉会いたします。

どうもありがとうございます。

5 閉会